

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から同年3月まで

昭和50年10月頃、国民年金の加入手続をし、併せて付加年金の手続も行った。その後、国民年金保険料については、付加保険料を含め3か月ごとに金融機関を通じて納付した。

申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を付加保険料を含めてすべて納付している。

また、A市区町村が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、申立人は、昭和50年10月に国民年金に任意加入し、申立期間を除き、60歳到達の平成16年*月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料について、すべて納期限内に納付していることが確認できる上、申立期間の前後を通じて、申立人の住所や仕事等生活状況に大きな変化は認められず、申立期間の保険料のみ未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む）を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和35年5月28日）及び資格取得日（昭和36年2月5日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月28日から36年2月5日まで

私は、昭和34年7月27日から39年9月26日までの期間について、A社に継続して勤務し、途中で退職した覚えは無い。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和34年7月27日に厚生年金保険の資格を取得し、35年5月28日に資格を喪失後、36年2月5日に再度資格を取得しており、35年5月から36年1月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚の供述により、申立人が申立期間前後を通じて継続して申立事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人の勤務形態及び業務内容と同質性が高い同僚2名には、申立期間の前後を通じて厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる上、当該同僚の1名は「申立人は申立期間の前後を通じて勤務形態や業務内容に変更は無かった。」と供述している。

さらに、申立期間当時の同僚は、「申立事業所から厚生年金保険への加入希望等を聞かれたことはない。」と供述しており、申立事業所では、当時、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同僚の昭和35年10月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

徳島厚生年金 事案309（事案90の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年6月30日から35年10月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を35年10月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年2月1日から33年9月1日まで
② 昭和34年6月30日から38年8月16日まで

社会保険庁の記録によると、私のA社における厚生年金保険被保険者期間は、昭和33年9月1日から34年6月30日までとされているが、当該期間前後の申立期間についても、同社に継続して勤務していた。

当初の申立ては、記録の訂正が認められないとのことであったが、申立期間も申立事業所に勤務していたことは間違いないので、再調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る申立てについては、申立人が記憶している申立期間当時の同僚の入退社の時期から、申立人が厚生年金保険の記録のある期間以外にも申立事業所に勤務していたことは推認できるが、i) 社会保険事務所が保管する申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、昭和33年9月1日資格取得、34年6月30日資格喪失の記録以外に申立人の氏名等はなく、欠番も無いこと、ii) 申立人が記憶している同僚の入社年月と厚生年金保険の加入年月日に相違があることから、申立事業所では、当時、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことが確認できること、iii) 申立事業所は昭和54年に解散しており、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情が見当たらないこと

から、既に当委員会の決定に基づき平成20年10月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 しかしながら、申立人は、「申立期間も申立事業所に勤務していたことは間違いないので、再調査してもらいたい。」と主張しているところ、新たに元同僚等から供述を得ることができたことにより、申立期間②については、当時の同僚の供述、申立人の国民年金加入記録等からみて、申立人が少なくとも昭和35年10月ころまで申立事業所に継続して勤務していたことは推認できる。

また、申立人が同じ業務に従事していたとする同僚3名には、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失後においても、申立事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できる（このうち2名には申立人の資格喪失前から継続した厚生年金保険被保険者記録が確認できる）。

さらに、当時の同僚は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日以降も、申立人の雇用形態・業務内容に変化が無かったと供述している。

加えて、社会保険庁のオンライン記録及び申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和35年10月1日に国民年金被保険者資格を取得している上、38年度は免除承認期間となっていることも確認できる。

一方、申立期間②のうち、昭和35年10月以降の期間については、申立人の勤務状況及び当該期間において厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情は得られない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和34年6月30日から35年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和33年9月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は既に適用事業所ではなくなっており、事業主に確認することもできず不明であるが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和34年6月30日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月から35年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間①については、申立人の供述内容から、申立人が当該期間について申立事業所に勤務していたことを推認することは可能であるが、申立人を記憶している同僚の供述及び同僚の年金記録により、依然とし

て申立事業所が必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を再度確認しても、申立人の氏名等が確認できるのは健康保険番号*番（昭和33年9月1日資格取得、34年6月30日資格喪失）のみであり、申立事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和28年2月1日から33年9月1日までに資格取得された健康保険番号の記録に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年1月25日から同年4月1日までの期間に係る船員保険料を事業主（A事業所）により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を19年1月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を40円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年1月25日から同年4月1日まで
② 昭和20年8月16日から21年7月15日まで

昭和19年1月25日から21年7月15日までの期間について、B丸に甲板員として乗船しており、このことは旧厚生省援護局発行の履歴書及びB丸船主発行の乗船証明書からも確認できるが、申立期間の船員保険被保険者記録が無く、納得できない。記録訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する旧厚生省援護局長発行の履歴書及び同省への照会結果から、「B丸」が昭和19年1月9日付けで海軍徴用船となり、申立人が同年1月25日に同船舶に船員として乗船し、申立期間①当時勤務していたことが確認できる。

また、申立人のB丸における船員保険被保険者資格取得日は、昭和19年4月1日となっているが、B丸の所有者（故人）が生前に作成した申立人の経歴等に係る証明書などから、当該時点では、同船舶は既に洋上にあつたと推認される。

さらに、社会保険庁の記録によると、当時の船長や機関士には、申立期間当時に被保険者記録が確認できること、申立人の被保険者記録及び供述から判断すると、当時、B丸はA事業所に管理されていた船であると考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間①について、既にB丸に乗船し、船員保険被保険者として事業主により船員保険料を給与から控除されていたものと認められる。

また、同申立期間に係る標準報酬月額については、徴用される直前のB丸において申立人と同じ甲板員であった同僚の記録から、40円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所は解散し当時の関係資料は確認できない上、船舶所有者も既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録において、申立人が共にB丸に乗船していたとする複数の元同僚は、申立人と同様、終戦日翌日の昭和20年8月16日付けで船員保険被保険者資格を喪失しており、申立期間②当時の被保険者記録は確認できない。

また、当時のA事業所は解散し、船舶所有者も既に死亡していることから、当時の関係資料や供述を得ることができない上、申立人は、「B丸は、終戦前に戦地において沈没した。」と述べていることなど、申立人が同申立期間当時、船員保険被保険者として勤務し、事業主により給与から船員保険料を控除されていた事実を確認できる周辺事情等も見当たらない。

さらに、申立人は、厚生省援護局長発行の履歴書に記載された嘱託を解かれた日である昭和21年7月15日が船員保険被保険者資格喪失日であると主張しているが、厚生労働省社会・援護局へ照会したところ、「申立人が所持する履歴書は、軍の嘱託の期間にかかるものであり、船員保険の原簿等ではなく、船員保険の被保険者資格を証明するものではない。」旨の回答がなされた。

このほか、申立人が、申立期間②に係る船員保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から54年3月まで
昭和46年12月にA事業所に就職して以降の国民年金保険料については、毎月、A事業所の集金により納付していた。
申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、A事業所の集金により納付していたと主張しているところ、A事業所に勤務していた複数の同僚の供述等により、A事業所において、国民年金保険料の集金が行われていたことは確認できる。

しかしながら、B市区町村が保管する国民年金保険料徴収原簿（昭和52年度～54年度）によれば、A事業所を通じた国民年金保険料の納付は昭和54年12月から開始されたものと推認できることから、申立期間は、申立てどおりの方法で国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、A事業所に就職した昭和46年12月以降の期間について、A事業所の集金により国民年金保険料を納付していたと主張しているが、社会保険事務所の被保険者台帳及びB市区町村の被保険者名簿では、昭和42年度から48年度までの期間について、申立人は、申立人の夫とともに申請免除承認期間となっており矛盾する。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から43年9月までの期間及び平成元年4月から4年12月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年8月から43年9月まで
② 平成元年4月から4年12月まで

国民年金には、昭和38年ごろに加入した。申立期間は生活が苦しかったので、申立期間①については、元妻が、当時居住していたA都道府県B市区町村役場で、免除申請を行ったはずである。

また、申立期間②については、私がC都道府県旧D市区町村役場に出向き、申請免除申請を行った。申請免除申請は、1年に1回行う必要があることを承知していたので、毎年申請していた。

申立期間を免除承認期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、平成16年8月30日(任意加入)となっており、基礎年金番号の導入(平成9年1月1日)以前において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

また、i) 申立期間①については、申立人自身が免除申請手続きに関与しておらず、申立人の申立期間に係る免除申請申請を行ったとする申立人の元妻は所在不明のため聴取することができないこと、ii) 申立期間②については、申立人の免除申請申請に係る記憶が不鮮明であることから、申請免除の状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料の免除申請を行ったことを示す関連資料(免除承認通知書等)は無い上、申立人が申立期間において居住していたとするA都道府県B市区町村及びC都道府県E市区町村

(旧D市区町村)において、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人に係る申立期間の国民年金保険料が免除されていたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案466

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から53年3月まで
昭和43年10月ころ、母が私の国民年金の加入手続を行い、以後、国民年金保険料は同居していた父の分も含め、母がまとめて納付していた。
父はすべて納付済みとなっているのに私だけが未納となっているのは納得できないので、調査の上、納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金への加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の加入手続等を行ったとする申立人の母親から当時の状況を聴取しても、記憶が曖昧であり、加入手続の時期や納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年3月以降に払い出されたものと推認でき、当該時点では、51年12月以前の期間の保険料は時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、特例納付及び過年度納付により申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和43年8月29日から平成19年11月1日までの期間については、申立人は、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、平成19年11月1日から20年10月1日までの期間については、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から20年6月までの期間において、申立人は、厚生年金保険被保険者としてその主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額の決定又は改定を行う必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月29日から平成20年10月1日まで
私が、昭和43年8月29日にA社B工場から解雇通知書を受け取った時の給与はすでに4万50円となっており、この金額は裁判所の判決でも認められている。

しかし、社会保険庁の記録によると、標準報酬月額が4万2,000円になっているのは、昭和43年10月1日以降であり、明らかに相違しているので、申立期間の標準報酬月額を再確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年8月29日から平成20年10月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、年金記録確認第三者委員会では、社会保険事務所の保険料徴収権が時効により消滅した期間については、厚生年金保険法又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律、保険料徴収権が時効により消滅していない期間については、厚生年金保険法に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、昭和43年8月29日から平成19年11月1日までの期間については、社会保険事務所の保険料徴収権が時効により消滅した期間であり、平成19年11月1日から20年10月1日までの期間については、当該保険料徴収権が時効により消滅していない期間である。

社会保険庁が保管する申立事業所の申立人の被保険者原票により、昭和43年10月1日の定時決定のために仮決定されていた標準報酬月額4万2,000円が、同年8月29日の解雇による厚生年金保険被保険者資格喪失（昭和43年8月30日）に伴い取り消されていることが確認できる。

一方、申立事業所は、「解雇後の賃金を月額4万50円とする。」旨の申立人に係る解雇無効判決（昭和*年*月*日）及び控訴審判決を受け、解雇に伴い取り消した昭和43年10月1日の標準報酬月額を4万2,000円とする遡^{そきゅう}及改定を行っている。

これらのことから、昭和43年10月1日以前において、申立人に対し、標準報酬月額4万2,000円に相当する給与が支払われていたことは推認できるが、標準報酬月額の改定は、改定前の給与支給額を基礎として事後に行われるものであることから、当該標準報酬月額改定前も改定後の標準報酬月額に基づき厚生年金保険料が事業主により控除されていたと推認することはできず、その控除が行われた形跡も見当たらない。

また、申立事業所は、「仮処分申請期間の賃金は申立人の申請金額を相当と認める。」旨の申立人に係る昭和46年の仮処分申請に対する判決（昭和*年*月*日）を受け、52年3月1日の随時改定で標準報酬月額を51年度申請賃金（月額）に相当する15万円に改定しているが、この改定前に標準報酬月額が遡^{そきゅう}及改定された形跡は見当たらず、申請金額と支払い給与額との差額に対応する厚生年金保険料が控除された事情も見当たらない。

さらに、A社とC社が合併しD社が発足した平成18年1月から、申立人が申立事業所を退職した20年9月までの申立人に係る社会保険庁のオンライン記録とD社が保管する給与明細データを照合した結果、報酬月額及び控除保険料の金額は一致していることが確認できる。

加えて、申立期間における報酬額と厚生年金保険料控除額が確認できる資料（給与明細等）は、申立事業所から提出された平成18年1月以降の給与明細データ以外には無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和43年8月29日から平成19年11月1日までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

また、平成19年11月1日から20年10月1日までの期間については、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から20年6月までの期間において、申立人は、厚生年金保険被保険者としてその主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額の決定又は改定を行う必要は認められない。

徳島厚生年金 事案312

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年9月から24年9月まで
昭和22年9月から24年9月ころまでの期間、A事業所に勤務し、市民に燃料配給するため薪、木炭などを運送するトラックの助手、運転手として勤務していた。
勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管する辞令簿において、申立人が申立期間のうち、昭和22年11月1日から23年12月24日までの期間について、申立事業所において、傭員（A事業所の規程に基づく職にあり、臨時的に雇用される者）として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立事業所では、申立期間当時の給与台帳等資料を保管しておらず、「申立期間当時の傭員等臨時職員に係る社会保険の取扱い等は不明である。」と説明しており、申立人の厚生年金保険料控除を確認できる資料等は得られない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、申立人が姓名等を記憶している当時の同僚6名すべてについて申立事業所での被保険者記録が確認できない上、申立期間当時勤務していた同僚のうち連絡先が特定できた者は1名のみであり、当該同僚に照会したが、申立人を記憶しておらず、当時の申立事業所における厚生年金保険の取扱い等に係る供述も得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含む昭和22年6月1日から27年1月1日までの資格取得者の中

に申立人の氏名は無く、欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月16日から38年10月11日まで
申立期間について、A氏所有の汽船「B丸」に甲板長として勤務していたが、船員保険被保険者としての記録が無く納得できない。
記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳の記載から、申立期間において、申立事業所（A氏として適用）の所有する船舶に甲板長として雇用されていたことは確認できる。

しかしながら、申立事業所は既に全喪しており、事業主の所在も不明であることから、申立期間に係る船員保険料控除等をうかがわせる資料の確認や供述を得ることができない上、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る船員保険被保険者名簿で確認できる当時の被保険者についても、ほとんどの者が死亡又は所在が確認できず、所在が確認できた1名についても健康上の理由から当時の事情を聴取することができない。

また、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間を含む昭和37年3月1日から40年11月8日までの資格取得者の中に、申立人の氏名は無く、欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間当時乗船していたと主張する「B丸」、船員手帳の記載から、申立期間当時、申立事業所が所有していた可能性のある「C丸」として、船員保険の適用事業所となった記録は確認できない。

加えて、社会保険庁のオンライン記録などから、申立人は、申立期間を含めて、国民年金制度の運用が開始された昭和36年4月から満60歳到達の平成9年*月までの期間について、国民年金の強制加入被保険者として保険料を完納していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間の保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から49年7月1日まで
昭和48年4月1日から49年7月1日まで、A社で勤務した。当該事業所に係る厚生年金保険加入記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容等に係る記憶が明確であること並びに事業主及び同僚への照会結果から、申立人が、申立期間中にA社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「A社を退職してすぐB社に就職した。」と供述しているところ、当時の同僚の中に、自身の所持する昭和48年及び49年の手帳の記載内容から、「申立人のA社に係る勤務期間は昭和48年3月から同年6月までである。」と供述している者がいること、申立人のA社に係る雇用保険加入記録が確認できないこと及び申立人のB社に係る雇用保険加入期間が48年8月21日から50年4月30日までとなっていることから、申立人は、遅くとも48年8月20日までにA社を退職したものと推認できる。

また、当時の同僚で現在の代表取締役が、「当時、社員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなく、一定期間経過後に加入させていた。」と供述していることなどから、当時、事業主は、必ずしも社員のすべてを入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、事業主は、「申立人に係る資格取得の届出を行っていない。」と供述している上、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間を含む昭和46年7月1日から50年5月1日までの資格取得者の中に申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

加えて、社会保険事務所の記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和49年7月1日であり、申立期間当時は適用事業所となっておらず、申立人は事業主等と同じく、同日付で同社の被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等資料や周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。